

川崎市政策評価審査委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）別表第1の規定に基づき設置する川崎市政策評価審査委員会（以下「委員会」という。）の運営について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項等)

第2条 条例別表第1の所掌事務の欄に規定する総合的な計画における重要な政策等の評価は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 重要性や課題解決の緊急性が高い施策等に関すること。
- (2) 達成状況等をより明確にする必要性が高い施策等に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認める施策等に関すること。

2 委員会は、施策等の評価結果が客観的かつ公正な評価方法等に基づいたものであるか、施策等に係る取組が効率的かつ効果的な市政運営の推進に寄与するものであるか等について、調査審議するものとする。

3 委員会は、前項の調査審議を踏まえて、政策評価に係る制度の改善等に資する意見を述べることができる。

(具申意見)

第3条 委員会は、前条の調査審議の結果を市長に意見を具申するものとする。

2 市長は、前項に基づき具申された意見については、十分尊重し対応を図らなければならない。

(副委員長)

第4条 委員会に副委員長を置く。

2 副委員長は、条例第6条第2項の規定に基づき、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者とする。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

(臨時委員)

第5条 条例第4条第3項の臨時委員は、特別な事項の調査審議に関し、在籍する委員の専門分野以外の専門的な知識を要する場合に置くことができる。

(部会)

第6条 条例第8条に基づき委員会に、部会を置き、第2条第1項に基づく施策等について、意見を述べ、及び調査活動を行うことを所掌する。

2 部会の設置数や部会の構成人数のほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(関係者の出席)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画局都市政策部企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(川崎市政策評価委員会設置要綱の廃止)

2 川崎市政策評価委員会設置要綱（平成17年5月23日施行）は、廃止する。